

個々の国会議員と国会の内閣監督機能の関係に関する再質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和元年六月二十六日

参議院議長 伊達忠一殿

小西洋之

(

O

個々の国会議員と国会の内閣監督機能の關係に関する再質問主意書

一 一般論として、政府は、国会が内閣監督の機能を果たす上において、個々の国会議員はどのような役割を担うものである、あるいは、どのような位置付けや關係にあるものと考えているか。

二 一般論として、政府は、国会議員が国会審議における政府への質問において声を荒げて発言するようなことがあつた場合に、当該質問は国会の内閣監督の機能としては認められない、あるいは当該機能を構成する要素として認めることはできないなどと考えているのか。

右質問する。

